
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第7号（2007年7月31日）

7月10日 第3回口頭弁論

開示に時間がかかる理由 国は 写真で回答

前回、裁判所は被告国に対して、行政文書は請求のあった日から30日以内に出すことになっているが、平成20年までとしている。何故そんなに時間がかかるのか根拠を示して釈明するよう求めていました。

国は、訴訟対象文書が綴られているファイル全体の写真を証拠として提出したうえ準備書面（2）で次のように説明しました。

1. 本件対象文書が膨大な量である
2. 本件対象文書については、183冊のファイルの文書をすべてコピーするに当たり、紙の劣化が激しい文書や極薄のセロハン紙に印字された文書が多い
3. 本件対象文書の審査等に時間を要する
4. 現在の日韓関係をふまえて決定を行う必要がある。

= 第4回口頭弁論 =

9月25日（火）11：00

東京地裁7階713号法廷

目次

第3回口頭弁論報告・・・	1
口頭弁論後の報告集会・・・	2～3
事務局だより・・・	4

原告側

行政訴訟法による 損害賠償請求に変更

また、前回、裁判所は、原告に対して、変更申立ての損害賠償請求は、行政訴訟法によるものか、民事訴訟法によるものかとの釈明を求めていました。

原告側は、行政事件訴訟法第21条2項に基づき、被告国に対する損害賠償請求に変更する申立を行いました。

原告側が提出した書面は以下の通り

1. 訴えの変更申立書
2. 原告準備書面（2）
国に対する5項目の求釈明
3. 証拠説明書
情報公開法の制度運営に関する検討会報告

（解説は、次ページをご覧ください）

口頭弁論後の報告集会

- ・第2回、第3回の法廷では、国側と原告側から書面が出されるだけで、中味・・・
- ・そのものにはあまり触れないという流れになっています。報告集会では弁護・・・
- ・団から、詳しい説明を受けておりますのでお知らせします。・・・
- ・なお、双方からの書面は、ホームページにアップしますのでご覧ください。・・・

原告側が提出した書面

1. 訴えの変更申立書

昨年、開示の請求を求めたところ全体の会議の記録のごく一部について、一部開示という決定が出ました。2007年の3月に国が覆して不開示部分を開示するとして変更してきたわけです。

こちらは、開示しないといった部分についての処分はおかしい、と取り消しの訴えを起していたわけですが、そのベースになる判断基準を国がやめてしまったので、そのままでは、もとの処分はおかしいといった処分は通りません。

もともと開示できたものを、開示しないといったことで我々が書面を見られる時期が遅れてしまったということによる精神的苦痛に対して、損害賠償を求める形の訴訟に切り替えるという経緯で、訴えの変更がなされました。

2. 原告準備書面(2)

準備書面(2)は、前回国側が出した書面に対する反論で、少しでもおかしいところは指摘しておくという内容です。

国側は、原告が開示請求したのに対して、25ヵ月後に開示決定をするという、長い先を指定してきている、そのことが如何におかしいかということと、出すか出さないかについては時間がかかるということです、その際、国が拠りどころにしているのは、日本側が持っている文書には、内部で検討した文書というのが一杯入っている、そういうことを理由付けにしているわけです。

こちらは、これまで何うことができたことから、内部検討文書はそんなには無いのではないかということ、この準備書面(2)の中で云っています。こちらには文書が無いので、手探り状態なので仕方がないのですが、今までに、すでに中島さんたちが開示請求をして、それを出すかどうか、すでに国が出してきたタイトルを見ても、それは当時、韓国側と討論した議事録であって、内部の検討資料は無さそうではないかと。

国側はこちらが中味を見ることができないことをいいことにして、いろいろあるんだということを強制的に匂わせて、事実を誤らせようとしているのではないかと、そういう前提で、そういった内部文書は無いのではないかと指摘している、割にシンプルな書面になっています。

国に対する5項目の求釈明

1. 未だ開示決定していない文書の表題が一体どういうものかを明らかにして、そのうちの一体どの文書が、内部検討文書なのか・

2. 3. 4

韓国政府との信頼関係、日本側が出してしまうと韓国側との信頼関係を損なうということを云っているわけですが、逆に、韓国側が先に全面開示しているわけです。

韓国が開示して日本側との信頼関係が損なわれたと云えるのか、開示しますよと日本に連絡してきて、日本に承諾を求めたかどうか、日本側が韓国の開示を知って、こち

ら側との信頼関係を裏切るようなことをしたのか、逆に日本側が開示したからといって韓国との信頼関係を損なうことはないでしょう。向こう側が開示したからといって信頼関係が損なわれたとは思っていないのでしょうかといったような質問をしています。これに対して国側も検討してください、ということも裁判の場で言いました。

当事者間での求釈明に対する国側の照会書（直接、原告から国に質問したことへの回答）

これは裁判所を通して国側に出すものではありません。当事者間でやりとりするものなのですが、いちおう回答義務がありますので、こちらがどのような質問を出し、これに対して、国側がからどのような回答があったかを報告します。（6月27日に回答）

- 1．183冊というファイルを特定したのはいつですか、並べるとどれくらいの厚さになるのかに対して、写真で提出されました。183冊になると特定したのは開示請求がおこなわれてから特例の適応を決定した日までの間である。一応2年かかると決定したまでの間に183冊であるということ特定したという回答がきています。対象書証として出しますといったのが厚さの話ですね。
 - 2．原告らの本件請求を受理する前に、日韓会談文書の開示請求を何件受理しているかに対しては、本件の開示請求前の日韓会談文書の請求件数は12件で、関連文書一切という形で請求されたものもあるようです。ですから今回が初めてではない。今後は、こちらの主張に使えるところがあると思います。情報公開法ができたのは2001年で、数年の間に12件あったわけですから、その間にそれほど事情が変更されていないのであれば、開示するかどうかの決定は、割合機械的にできるのかも知れない、12件取り扱っている中で精査しているのだから、今初めて請求を受けたかのように、一つずつやる必要は無いという主張は、今後なし得るかと思っております。
 - 3．本件処分時に第4次会談の会議録が後になってから開示されたわけですがけれども、これについての内容が、不開示事由に該当するかを吟味したか。
 - 4．交渉上不利益を被る恐れがあると判断した理由は何か。
 - 5．韓国が全面公開した事実を外務省が知っていたかについては 韓国の全面公開については承知していた。
 - 6．4次会談の中で、本会議ですけれども15回のみ除外されているのは何故かについては、15回の本会議の議事録は、別に除外したということではなく、審査を完了した部分から決定をおこなっているの、特別理由は無いという回答がきております。
- 今後当事者照会の回答を、どのようにこちらの主張に反映するかは、弁護団会議等でよく検討したいと思っております。

魚住弁護士による訪韓報告

報告集会で上映されたビデオ

『尊厳の回復を！
強制連行・強制労働させられた少女たち』
～名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊
訴訟の記録～

『日韓市民は訴える
戦後補償の解決は 議事録の公開から』

報告集会で出された提案

次回口頭弁論後報告集会での講演

共同代表 吉澤文寿さん
(仮題)
開示された文書から得られたもの

公開 シンポジウムの開催

吉澤文寿さんを中心に、次回口頭
弁論までに開催する

事務局 だより

特別カンパのお願い

私たちは日本政府に対し、情報公開法に基づく日韓会談文書・全面公開開示請求をおこなっております。まだわずかではありますが、今までに開示された文書は、順次ホームページに掲載され、どなたでもご覧いただけるようになっております。

今後、引き続き政府が開示する文書を受取るためには、100万円ほどの費用が必要になることがわかりました。

これは2007年度予算には見込んでいませんでしたので、ご理解くださる方々のご協力を得るため、次のような方法で、特別カンパをお願いすることになりました。

期 間：6月中旬～8月末

方 法：

役員は各自6万円を目処に、運動に理解ある方へ、直接お願いして集める。

会員・サポーター会員の皆さんに、一口1000円のカンパをお願いする。

急で申し訳ありませんが、同封の振込み用紙にご記入のうえ、8月末日までにお振込みくださいますようお願い申し上げます。

サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員、サポーター会員の年会費で活動しています

現在、サポーター会員を広く募集しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 1口1,000円、1口以上郵便振替口座 / 00820-7-102287
加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

韓日会談文書全94巻を 国会図書館へ寄贈

当会会員の増田博光さんは、この度、高麗書林から発行された韓日会談文書全94巻を国会図書館へ寄贈されました。

私たちが日本政府に対して公開を求めている相手国の全文書が、国会図書館に寄贈され、望めば、誰でも見ることができるということは、画期的なことです。訴訟の中でも、このことを国側に伝えていきたいと思います。

また、たとえわずかではあっても、今までに日本政府が公開した日韓会談文書は、私たち日韓両市民の財産です。

一日でも早い全文書の公開を求めて、今後とも引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

アジアからの訴え

ニュース6号で日韓会談の歴史的過程を伝えるビデオをご紹介しましたところ、早速照会があり、Kさんから次のようなお便りをいただきました。(一部掲載)

『小集会で上映しようと思っています。外交文書の公開ができない国というのは独裁国家か「旧共産圏」の国に比肩するものです』

発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/